

# 「令和2年度 定期監査の結果に関する報告」概要

## 《 総 括 》

本年度の定期監査の指摘、指導及び検討事項の件数は、24件でした。

各機関が適正な事務執行に努めている中、法令に対する理解不足や事務処理の懈怠による不適正な処理が見られるとともに、職員手当の誤支給、旅費の重複支給など基本的な事務処理の誤りが本年度も見られました。なお、道路・河川占用料の算定誤りによる過徴収・誤徴収など、各機関における自主点検において発見された事案も見られました。

令和元年東日本台風による災害対応や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、業務量が増加している中、各機関とも同様の誤りを繰り返さないようにするため、その背景や原因を分析するとともに、現行の業務執行状況を再点検し、担当者任せにならないよう、チェック体制の強化、事業の進捗管理の徹底、効果的・効率的な事務処理方法の検討など、組織として内部統制機能の更なる強化に取り組んでください。

### 監査の概要

対象年度：令和元年度

対象機関：県の全358機関（一般会計・特別会計348機関、企業特別会計10機関）

重点監査：テーマ1「備品に準ずる物品の管理状況について」

テーマ2「観測施設の維持管理について」

※ コロナ禍にあっても実効性のある監査を確保するため、テレビ会議による実地監査（2機関）や、実地監査の書面監査への変更（43機関）などの対応を行いました。

### 監査結果

#### 1 指摘・指導・検討事項の件数

一般会計・特別会計において、指摘事項が4件、指導事項が20件あり、検討事項はありませんでした。

企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

#### 2 指摘事項（報告書15ページ参照）

##### (1) 収入金の調定誤り（環境政策課、資源循環推進課）

不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金について、金額を誤って調定し、納付書を作成・発出していた。

##### (2) 通勤費用相当額の誤支給（下諏訪向陽高等学校）

特別行政事務嘱託員の通勤費用相当額の算定を誤ったため、5年間過支給をしていた。  
また、年次有給休暇取得日にも通勤費用相当額を支給していた。

##### (3) 消費税の過少申告（生活排水課）

流域下水道事業費特別会計に係る過去2年分（平成29年度及び平成30年度分）の消費税の申告において、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」を算出する際、誤った税率を適用したことから、消費税及び地方消費税を過少申告していた。

##### (4) 不適切な支出事務及び補助金交付事務等（こども・家庭課（児童相談・養育支援室））

母子生活支援施設入所措置費等の請求書及び補助金交付申請書を相手方から受領したまま支払手続等をしていなかった。

また、契約手続を行わないまま、システム改修を行っていた。

上記いずれも、年度内に支払いができなかった。

### 3 指導事項（報告書 16～20 ページ参照）

| 区 分         | 件数 | 延べ<br>機関数 | 主 な 内 容                                   |
|-------------|----|-----------|---|
| 収 入 事 務     | 7  | 11        | 道路占用料・河川占用料の過徴収、<br>食品営業許可更新手数料の過徴収 など    |
| 契 約 事 務     | 4  | 4         | 競争入札未実施、請負人等選定委員会による審議未実施、<br>適正な工期の確保 など |
| 支 出 事 務     | 7  | 16        | 旅費の重複支給、給付完了検査の遅延、<br>支払遅延による延滞金等の発生 など   |
| 補 助 金 事 務   | 2  | 2         | 補助金の事務処理に関すること                            |
| 財 産 管 理 事 務 | —  | —         |   |
| そ の 他       | —  | —         |   |
| 計           | 20 | 33        |   |

## 意 見

### 1 意見の状況（報告書 9、14、22～29 ページ参照）

| 区 分       | 件数 | 主 な 内 容   |
|-----------|----|---|
| 重 点 監 査   | 2  | テーマ1 備品に準ずる物品の適正な管理<br>テーマ2 観測施設の予防的な保全や計画的な更新等 |
| 各 部 局 共 通 | 3  | 内部統制機能の強化とコンプライアンスの推進 ほかに                       |
| 部 局 ご と   | 6  | 税外収入未済額の解消、水道料金過誤納金の縮減 ほかに                      |
| 計         | 11 |   |

### 2 主な意見

#### (1) 内部統制機能の強化とコンプライアンスの推進（各部局共通）

不適正な事務処理や基本的な事務処理の誤りが見られました。これらは、関係規程に対する理解不足や確認漏れ、業務執行状況の確認不足などに起因するものと考えます。

各機関とも同様の誤りを繰り返さないようにするため、その背景や原因を分析するとともに、現行の業務執行状況を再点検し、組織として内部統制機能の更なる強化に取り組んでください。

県に求められる行政サービスはこれまで以上に複雑・多様化しており、これに伴い事務処理のリスクが増大することが懸念されます。本年1月に定めた「長野県内部統制基本方針」に基づき、法令・規則等の遵守はもとより、事務処理過程の各種リスク対応を担当者任せにせず、組織としてシステム化して対処するリスクマネジメントの着実な実行を図り、一層のコンプライアンスの推進に努めてください。

#### (2) 税外収入未済額の解消（各部局共通・部局ごと）

令和元年度の税外収入未済額は前年度と比べ1億3,909万余円（5.2%）減少していますが、新たに2億1,344万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行い、発生を未然に防止する対策も含めて対応策を講じてください。